

大阪高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国（長浜税務署長）

平成26年2月27日棄却・確定

（第一審・大阪地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年8月27日判決、本資料263号－151・順号12275）

判 決

控訴人（原告）	甲
同訴訟代理人弁護士	関戸 一考
同	関戸 京子
同	佐々木 和弘
同補佐人税理士	濱田 益男
同	城 英敏
被控訴人（被告）	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	長浜税務署長
	池田 耕一
被控訴人指定代理人	倉野 敏行
同	畑村 伸子
同	吉田 崇
同	徳山 健一
同	畑山 茂樹
同	岩本 珠美

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成20年12月24日付けで控訴人に対してした控訴人の平成16年分以降の所得税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成20年12月24日付けで控訴人に対してした以下の各処分をいずれも取り消す。
 - (1) 控訴人の平成17年分の所得税の更正処分のうち総所得金額798万8821円、納付すべき税額マイナス10万8340円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成22年4月2日付け裁決により一部取り消された後のもの）

(2) 控訴人の平成18年分の所得税の更正処分のうち総所得金額2041万2553円、納付すべき税額141万5200円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成22年4月2日付け裁決により一部取り消された後のもの）

(3) 控訴人の平成19年分の所得税の更正処分のうち総所得金額907万2327円、納付すべき税額46万5770円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成22年4月2日付け裁決により一部取り消された後のもの）

4 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（略語は、特記しない限り、原判決の用法による。）

1 本件の要旨

(1) 本件は、所得税の青色申告承認を受けていた控訴人が、法定の帳簿書類を備え付けていなかったとして処分行政庁から青色申告承認を取り消される（本件青色申告承認取消処分）とともに、平成17年分ないし平成19年分の所得税につき、不動産所得の一部を隠ぺいした上、必要経費に当たらないものをこれに算入していたとして、更正処分（本件各更正処分）並びに重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分（本件各賦課決定処分）を受けたため、これら処分（ただし、本件各賦課決定処分については、平成22年4月2日付け裁決により一部取り消された後のもの）の各取消しを求めた事案である。

(2) 原審裁判所は、控訴人は帳簿書類の提出を拒んだもので所得税法150条1項1号に該当する事由があるから、本件青色申告承認取消処分は適法であるとしたのを始め、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分も適法であると判示し、控訴人の請求をいずれも棄却した。

(3) そこで、これを不服とする控訴人が控訴を提起し、原判決を取り消して控訴人の請求を認容するように求めた。

2 「関係法令の定め」、「前提事実」、「争点及びこれに関する当事者の主張」は、後記3の「当審における控訴人の補充主張」を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の1～3に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補充主張

(1) 争点(1)（控訴人が帳簿書類の提示を拒否したか（本件青色申告承認取消処分関係））について

ア 平成20年6月11日の調査について

控訴人がこの日に調査に応じなかったのは、法事を予定したのに、長浜税務署職員が事前通告なしに訪問してきたことから、日程の都合がつかないことを理由に日を改めてもらうことを願い出たのである。

また、その2日前に長浜税務署職員から要求され、持参したのは、平成18年度分のみであり、平成20年6月11日にはいきなり3年分の資料を揃えるように言われたのである。控訴人は、後ほど揃えて持って行くと積極的に調査に応じる意思を伝えており、提示拒否と評価されるべきではない。

イ 平成20年6月27日ころの調査について

同日ころに長浜税務署職員が控訴人方を訪問した際、控訴人は、平成18年の調査ミス等についての説明や、税務署長への面会を求め、これに対し控訴人の胸ぐらをつかみ締め上げようとしたX国税調査官（X調査官）ともみ合いとなった。長浜税務署職員が提示要求もなく帰ったことは、控訴人の主張を前提としてこそ理解できる。長浜税務署職員が暴力を振る

うことは控訴人との信頼関係を失わせるもので、その後の調査においてぎくしゃくした関係が生じたとしてもやむを得ないものであり、それを提示拒否と結びつけることは慎重でなければならない。

ウ 平成20年7月7日ころの調査について

この日は、控訴人と長浜税務署職員との間で、息子と共同経営でコンビニエンスストア（コンビニ）を営業して多額の出資をして、損を出しているのを、その分をコンビニの小売事業者として申告をやり直すので認めてほしいと懇願する控訴人と、これを拒否する長浜税務署職員の間で言い合いになった。

この際、X調査官が机を叩きながら大声を上げたことは、原判決が認めるところである。このような状況で、長浜税務署職員から、帳簿書類の提示要求がされるはずはない。控訴人は、コンビニへの投資のために銀行から借り入れた借財や地代の支払などを経費として評価してもらうために必死に説明していたのであり、提示要求があれば応じないはずがない。

エ 平成20年8月7日ころの調査について

控訴人と長浜税務署職員は、この日もコンビニの共同経営をめぐって口論となっており、長浜税務署職員は帳簿書類の提示要求をすることもなく終わった。

(2) 争点(2)（控訴人がコンビニエンスストア事業の共同経営者に当たるか（本件各更正処分及び本件各賦課決定処分関係）について

ア(ア) 原判決は、事業から生ずる収益が帰属する者を判断するに当たっては、当該事業における経営方針の決定等について支配的影響力を有する者が誰であるかを社会通念に従って判断すべきであるとし、滋賀県東近江市所在のコンビニ（本件コンビニ）の経営者は、控訴人の子の丙（丙）であるとしている。

(イ) しかし、一定の事業から受ける収益の帰属者を1人と限定する必要はない。本件コンビニ事業について、丙も事業者としながら、控訴人も事業者とすることは十分可能である。

(ウ) 原判決が収益の帰属者は誰かという判断基準を立てたのは誤りである。本件において論ずべきは、「控訴人が多額の金員をつぎ込んだコンビニ業は、控訴人の計算と危険において独立して営まれ、営利性・有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位が客観的に認められる業務といえるかどうか」である。そして、このような基準を適用した場合、控訴人が銀行から多額の借入を行い、コンビニという営利性・有償性を有する事業につぎ込み、投下した資金を回収すべく丙を通じ収益を挙げようと努力し、コンビニの収益状況に応じてさらに経費を負担したり、あるいは収益の取得を受けたりしてきた経過に鑑みれば、控訴人のコンビニ事業の経営者としての事業者性は優に肯定される。

イ 仮に原判決の判断基準によるとしても、以下のとおり控訴人の共同事業者性は優に肯定される。

(ア) 丙が株式会社A（A）との間の加盟店契約の契約当事者となっているのは、1つの店舗について1人しか当事者となり得ないとされていたからである。預託金300万円を用意したのは控訴人である。

また、本件コンビニの店舗建物の敷地（本件コンビニ敷地）の賃借名義は丙となっているが、地主は控訴人に対し、実際には控訴人が契約の主体であると念を押している。

(イ) 開業時における従業員の面接については、控訴人もAの担当者や丙と共に立ち会い決定に関与している。Aの担当者は、同社の保有するノウハウに基づき細かく助言を行い、

控訴人は前面に立つことはしなかったものの、これまでスーパーマーケットを経営してきた経験に基づき丙を見守りアドバイスを送っている。

(ウ) 控訴人は、様々な労務の提供を行っている。

開業前には、コンビニの開業地の選定や、本件コンビニの建物の建設の打合せ等を行った。

開業までには、照明の交換、本件コンビニに面した道路と歩道の境目の歩道境界区域の拡張、草刈・植栽、客寄せの旗振りやチラシの印刷などを行った。

開業後は、期限切れ食品を通じた売れ筋商品の把握の指導、家計の節約のための期限切れ食品の持ち帰り（禁止されているが、事実上経営者として陰で行ったものである。）、発注のアドバイス、万引きの見分け方や対処の指導等を行った。従業員の指導については、丙に独り立ちさせるために、直接従業員を指揮することは意図的に控えていた面はあるものの、丙を通じ支配的な影響力を行使しており、ポップカードの作り方の指導をするなどした。

(エ) 控訴人は、収益状況に応じ、地代を自ら負担したり、コンビニの収益から支払わせたりするなどした。

(オ) 本件コンビニの事業に係る収益の分配方法や割合等について、丙と特段の合意をしていなかったのは事実であるが、コンビニ事業として黒字を出し、収支にゆとりができればその分控訴人に回し、少なくとも控訴人が月々支払っている借入金に控訴人に入れることが当然の前提として合意されていた。

(カ) 控訴人がコンビニからの入金をすぐに引き出したのは事実であるが、借入金や地代など経費の支出に充てたものである。

(キ) 控訴人が自己の責任のもとに借入をなし、収益からこれを返済していこうとしたことは、正に経営者であることを裏付けるものである。

(ク) 控訴人は、収益を上げる方法を丙を通じてアドバイスし、収益状況が上向けば地代の支払や控訴人の借入金の支払をコンビニの売上げからさせ、自分の投下した借入金を回収する方法で導き、他に2店舗を擁する株式会社hを丙に設立させた。これらの采配はすべて控訴人が振るっていたのであり、若い丙が1人でできることではない。

(3) 争点(3)（控訴人の不動産所得の金額（本件各更正処分及び本件各賦課決定処分関係））について

以下のとおり、原判決は、控訴人の不動産所得にかかる必要経費の認定に誤りがある。

ア 有限会社D（D）に依頼した修繕費用

Dによる再発行された請求書（甲29の1・2）、控訴人のノート（甲43）により裏付けは十分である。

甲43のノートによれば、平成16年末におけるDへの自宅の改修費の支払残高が100万円にすぎないのに、平成17年9月30日のDの控訴人宛て請求書である乙72によると、請求額は170万円とされている。そして、その後控訴人がDに平成17年12月22日に70万円を支払ったのに、平成18年9月30日のDの未収金は170万円のままであるから（乙82）、合計140万円の追加工事代が発生したことが裏付けられる。

イ 株式会社H（H）、株式会社L（L）関係

原判決は、領収証に支払の名目が記載されていないことを理由に必要経費性を否定するが、

控訴人の陳述書などを踏まえて合理的に考えれば、Hに支払った7000円についてはI賃貸物件の駐車場の蛍光灯工事に関するものであること、Lに支払った100万円については、うどん屋のために新しく建物を建築した費用であることが明らかである。

特に後者については、うどん屋の建物が存在することからも明らかである。

ウ 有限会社J（J）関係

原判決は、控訴人の提出した領収証はJに対する支払の証拠となるにすぎず、控訴人所有に係る彦根市所在の賃貸物件（I賃貸物件）の附属設備に関することを示す的確な証拠はないと判示するが、同所でうどん屋が経営されていたことは明らかである。

エ 有限会社K（K）関係

控訴人が平成18年12月25日に検収業務などのためにGを利用した際、乗ってきた自動車が故障したため、Kに引き揚げてもらったものである。Gは当時控訴人が勤務していた会社とは離れた位置にあり、控訴人が通勤の途中で立ち寄ることはあり得ない。

オ M関係

Mの担当者から間違いなく工事を行ったとの確認を得ている。

カ N有限会社（N）関係

Nの明細書・請求書に「I101」の記載をしたのが控訴人だからといって、その証拠価値が当然に減殺されるとはいえない。

キ 交通費

（ア） ガソリン代

控訴人は、自動車で賃貸物件を週2～3回回っていた一方、自動車を通勤用にも使用していた。当時の勤務先からガソリン代の明細をもらうなどし、17万円程度を不動産業の交通費として使用していたことが合理的に推測される。

（イ） O株式会社（O）関係

Oに振込入金された22万5500円は、控訴人が不動産の管理に使用するため自動車を購入した代金である。この自動車の名義が妻となっているのは、Oが妻の結婚前からの取引先であり、その関係で妻の名義で購入したからである。

ク 通信費

控訴人が賃貸業を営むにあたり一定の通信費を要することは、容易に理解される。外国人賃借人が分別収集の必要を理解せず、自治会や個人から弁護士を立てて適正な処理を求められ、控訴人はその解決の過程で相当の通信費を支払ったこともある。

控訴人は、通帳等から引き落とされた通信費合計のうち、不動産事業の経費となるものは少なく見積もっても6割を下回らないと確信していた。

ケ 接待交際費

控訴人は会社の同僚や知人にアパートの入居者の紹介を頼んでおり、入居者1人あたり1万円～2万円程度の紹介料を支払っていた。

コ 支払利息保険料について

Pに対する保険料は、控訴人が不動産業に使用していた自動車に係る保険料である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件青色申告承認取消処分、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分はいずれも適法であるものと判断する。その理由は、後記2の「当審における控訴人の補充主張に対する判

断」を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の1～7の説示のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 争点(1) (控訴人が帳簿書類の提示を拒否したか (本件青色申告承認取消処分関係)) について

控訴人は、帳簿書類の提示を不当に拒否したことはない (特に、平成20年7月7日ころ及び同年8月7日ころには、長浜税務署職員から帳簿書類の提示を具体的に求められたこと自体がない) として種々主張する。

しかし、そのような主張が採用できないことは、原判決41頁12行目～42頁20行目の説示のとおりである。

(2) 争点(2) (控訴人がコンビニエンスストア事業の共同経営者に当たるか (本件各更正処分及び本件各賦課決定処分関係)) について

ア(ア) 控訴人は、一定の事業から受ける収益の帰属者を1人と限定する必要はないと主張するが、一定の事業について実体に鑑み共同経営と認められることがあり得るとしても、原判決43頁16行目～44頁20行目説示の事情によれば、本件コンビニ事業について、丙も事業者としながら、控訴人も事業者と認めることはできない。

(イ) 控訴人は、原判決が収益の帰属者は誰かという判断基準を立てたのは誤りであり、本件において論ずべきは、「控訴人が多額の金員をつぎ込んだコンビニ業は、控訴人の計算と危険において独立して営まれ、営利性・有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位が客観的に認められる業務といえるかどうか」であると主張するが、原判決の基準は合理的であって採用できない。

イ 控訴人は、仮に原判決の判断基準によるとしても、控訴人の共同事業者性は肯定されると主張するが、以下のとおり採用できない。

(ア) 控訴人は、丙がAとの間の加盟店契約の契約当事者となっているのは、1つの店舗について1人しか当事者となり得ないとされていたからであり、預託金300万円を用意したのは控訴人であると主張するが、控訴人が開業資金のすべてを出資しているとしても具体的な本件コンビニの経営に関与していたものとまでは認められず、また、Aの規約上経営者となる者が現実に関与を行う者1名に限定されていること自体が本件コンビニの経営に係る事業についての経営主体を判断するにおいて重要な要素とみるべきことは、原判決45頁12行目～20行目の説示のとおりである。

また、控訴人は、本件コンビニ敷地の賃借名義は丙となっているが、地主は控訴人に対し、実際には控訴人が契約の主体であると念を押していると主張するが、地主としては控訴人が連帯保証人となれば (甲15の2) 目的を達するのであるから採用できない。

(イ) 控訴人は、開業時における従業員の面接については、Aの担当者や丙と共に立ち会い決定に関与していると主張するが、その主張によっても丙を見守っていたにすぎない (甲50によれば口も出していない。) のであり、経営に対する関与とは到底いえない。

(ウ) 控訴人は、様々な労務の提供を行っているとは主張するが、控訴人は、原審控訴人本人質問において、控訴人が本件コンビニの仕事に何も従事していないとの丙の財務事務官に対する供述 (乙6) に対し、これを否定せず、「労働的に、肉体的には何も提供はしておりません。」と供述していたものである。その主張する労務内容 (コンビニの開業地の選

定や、本件コンビニの建物の建設の打合せ等、照明の交換、本件コンビニに面した道路と歩道の境目の歩道境界区域の拡張、草刈・植栽、客寄せの旗振りやチラシの印刷、期限切れ食品を通じた売れ筋商品の把握の指導、家計の節約のための期限切れ食品の持ち帰り、発注のアドバイス、万引きの見分け方や対処の指導等）は、息子であり後継者と考えていた者に対する不定期の手伝いの域を出るものではなく、丙を単独の事業主体と認定することと何ら矛盾するものではない。また、従業員の指導についても、丙に独り立ちさせるために、直接従業員を指揮することは意図的に控えていたというのであり、これも丙を事業主体とみることと整合する。

(エ) 控訴人は、収益状況に応じ、地代を自ら負担したり、コンビニの収益から支払わせたりするなどしたと主張するが、丙の財務事務官に対する供述（乙6）に照らし、そのような明確な指示関係があったとは認められない。

(オ) 控訴人は、本件コンビニの事業に係る収益の分配方法や割合等について、丙と特段の合意をしていなかったのは事実であるが、コンビニ事業として黒字を出し、収支にゆとりができればその分控訴人に回し、少なくとも控訴人が月々支払っている借入金に控訴人に入れることが当然の前提として合意されていたと主張するが、収支の管理という極めて重要な事項に関して、そのような極めて漠然とした合意しかされていなかったのであれば、控訴人について共同経営者としての実質を認めるに足りず、丙の財務事務官に対する供述（乙6）に照らし、控訴人主張の合意を認めることもできない。

(カ) 控訴人は、コンビニからの入金をすぐに引き出したのは事実であるが、借入金や地代など経費の支出に充てたものであると主張するが、原審控訴人は本人質問でこれを直ちに丙に交付したと供述しており、採用できない。

(キ) 控訴人は、控訴人が自己の責任のもとに借入をなし、収益からこれを返済していこうとしたことは、正に経営者であることを裏付けるものであると主張するが、本件コンビニの収益から借入金の返済をしようとしたという意図を有していたことを示すにすぎず、控訴人が経営方針の決定等について支配的影響力を有していたことを示すものとはいえない。

(ク) 控訴人は、①控訴人が収益を上げる方法を丙を通じてアドバイスし、②収益状況が上向けば地代の支払や控訴人の借入金の支払をコンビニの売上げからさせ、③自分の投下した借入金を回収する方法で導き、④他に2店舗を擁する株式会社hを丙に設立させたと主張するが、①～③について採用できないことは上記のとおりであり、④については同事実を認めるに足りる証拠はなく、仮にこれが肯定されたとしても、息子であり後継者と考えていた者に対する助言の域を出るものではなく、本件コンビニの経営に係る事業における経営方針の決定について、控訴人が具体的に支配的影響力を有していたことを示すものとはいえない。

(3) 争点(3)（控訴人の不動産所得の金額（本件各更正処分及び本件各賦課決定処分関係））について

ア Dに依頼した修繕費用

控訴人は、Dによる再発行された請求書（甲29の1・2）、控訴人のノート（甲43）により裏付けは十分であると主張するが、原判決48頁18行目～50頁15行目の説示のとおり採用できない。

イ H、L関係

控訴人は、領収証に支払の名目が記載されていないとしても、控訴人の陳述書などを踏まえて合理的に考えれば、Hに支払った7000円についてはI賃貸物件の駐車場の蛍光灯工事に関するものであること、Lに支払った100万円については、うどん屋のために新しく建物を建築した費用であることが明らかであると主張するが、各支払とI賃貸物件の賃貸業との関連性が客観的に明らかにされたとはいえず、採用できない。控訴人は、Lに支払った100万円について、うどん屋の建物が存在することから、うどん屋のために新しく建物を建築した費用であることが明らかであると主張するが、支払の名目の記載されていない領収証と、うどん屋の建物の存在と、控訴人の陳述書だけで関連性が明らかになるとはいえない。

ウ J関係

控訴人は、I賃貸物件でうどん屋が経営されていたことは明らかであると主張するが、だからといってJに対する支払がI賃貸物件の附属設備に関するものであることが立証されとはいえず、また、これらの附属備品の購入費用を控訴人が負担することが賃貸物件の貸付けによる事業において通常必要となる費用とは認めがたいことは、原判決50頁24行目～51頁10行目の説示のとおりである。

エ K関係

控訴人は、平成18年12月25日に検収業務などのためにGを利用した際、乗ってきた自動車が故障したため、Kに引き揚げてもらったものであると主張するが、控訴人が当該自動車を主として不動産賃貸業務に使用していたとの事情を認めるに足る証拠がない以上採用できないことは、原判決51頁11行目～20行目の説示のとおりである。

オ M関係

控訴人は、Mの担当者から間違いなく工事を行ったとの確認を得ていると主張するが、その書面によっても具体的な工事との関連性は明らかでないことは原判決52頁3行目～20行目の説示のとおりである。

カ N関係

控訴人は、Nの明細書・請求書に「I101」の記載をしたのが控訴人だからといって、その証拠価値が当然に減殺されるとはいえないと主張するが、同明細書・請求書はNへの支払自体を裏付ける証拠ではない上、上記記載によってI賃貸物件との関連性が明らかになるとはいえないことは原判決52頁23行目～53頁6行目の説示のとおりである。

キ 交通費

(ア) ガソリン代

控訴人は、17万円程度を不動産業の交通費として使用していたことが合理的に推測されると主張するが、控訴人の主張するガソリン代は概算にすぎず、また、控訴人が不動産の管理のためにのみ自動車を使用した際の走行距離を客観的な裏付けを持って記載しているとも窺えないことは原判決53頁8行目～26行目の説示のとおりであって、採用できない。

(イ) O関係

控訴人は、Oに振込入金された22万5500円は、控訴人が不動産の管理に使用するため自動車を購入した代金であると主張するが、この支出と控訴人の不動産所得の関連性が認めがたいことは原判決54頁1行目～12行目の説示のとおりである。

ク 通信費

控訴人は、通帳等から引き落とされた通信費合計のうち、不動産事業の経費となるものは少なく見積もっても6割を下回らないと確信していたと主張するが、その確信を客観的に裏付けるに足りる証拠はない。

ケ 接待交際費

控訴人は会社の同僚や知人にアパートの入居者の紹介を頼んでおり、入居者1人あたり1万円～2万円程度の紹介料を支払っていたと主張するが、同主張が採用できないことは原判決55頁3行目～56頁4行目の説示のとおりである。

コ 支払利息保険料について

控訴人は、Pに対する保険料は、控訴人が不動産業に使用していた自動車に係る保険料であると主張するが、当該自動車が主として不動産賃貸業のために用いられていたことを認めるに足りる証拠はなく、また、当該保険料に係る保険契約の客観的内容を客観的に明らかにする証拠もないのであって、採用できない。

第4 結論

以上の次第で、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これをすべて棄却した原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。よって本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 山田 知司

裁判官 水谷 美穂子

裁判官 本吉 弘行